

農産物出荷促進支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下による農家の農産物等の出荷を支援することを目的に、支援金を支給いたします。

支給額：農産物等の出荷に要する販売手数料相当額

受付期間：①令和2年2月から6月出荷分

令和2年10月30日まで

②令和2年7月から12月出荷分

令和3年1月29日まで

1. 対象となる農家等

- ①令和2年2月1日現在で村内に住民登録をしている農家、令和2年2月1日現在で設立されている農地所有適格法人。
- ②村内で生産、加工した農産物等（野菜、果樹、花卉、加工食品等で米、大豆及び麦は除く）を産直等に出荷していること。
- ③農産物を産直等に出荷した際、販売手数料を支払っていること。（販売手数料を要しない直接販売や全額買い取りは除く。）ただし、農地所有適格法人は村内産直等への出荷分に限る。

※①から③まで、全ての要件を満たすこと。

2. 申請の際に必要な書類

- ①産直等への出荷及び販売手数料が分かる書類の写し
- ②振込先口座と口座名義の分かる通帳の写し
- ③提出書類・申請内容チェックリスト

※申請書は、大衡村ホームページからダウンロード願います。

3. 申請方法

○宛先
〒981-3692
宮城県黒川郡大衡村
大衡字平林62
大衡村産業振興課
(農産物出荷支援金担当)

○連絡先：022-341-8514